

「パートナーシップ制度」の導入について

「パートナーシップ制度」については、令和5年9月定例会の一般質問において導入の是非を検討する旨の答弁を行って以降、性的マイノリティに関する映画上映や講演会による意識啓発、アンケート調査による市民意識の把握に取り組んできたところです。

こうした取組を踏まえ、令和7年12月、パートナーシップ制度の導入の是非を検討するため、本市の附属機関である「呉市人権政策審議会」に諮問を行いました。

この度、同審議会からの導入を適当と認めるとする答申を受け、呉市として「パートナーシップ制度」を導入することとしましたので、その概要について報告します。

1 制度の概要

(1) 制度の趣旨及び目的

「パートナーシップ制度」とは、一方又は双方が性的マイノリティである二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係（パートナーシップ）である旨の宣誓書を呉市に提出し、呉市が二人の関係性を認定した上で、受領証及び受領カードを交付することで、これまでは婚姻関係にある者しか受けられなかった呉市のサービスの一部を受けられるようにする制度です。

この制度には法的効力はありませんが、性的マイノリティに対する社会的理解を促進しながら、多様な選択肢が尊重され、性的マイノリティの方々を含め、誰もが安心して自分らしく生活できる共生社会を実現することが期待できます。

(2) 制度利用の流れ

ア 宣誓（申請）対象者の要件

- (ア) パートナーシップにある二人のうち、そのいずれか一方が市内に住所を有し、又は宣誓の日から原則として14日以内に市内への転入を予定していること。
- (イ) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (ウ) 双方に配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいないこと及び双方が宣誓をしようとする相手以外の者と宣誓をしていないこと。
- (エ) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。ただし、双方の関係が養子縁組の場合を除く。

イ 宣誓（申請）の方法

- (ア) 宣誓をしようとする者は、そろって市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書に自ら記入し、市長に提出する。
- (イ) 宣誓をしようとする者は、宣誓をする日時等について事前に市と調整を行うこととする。

ウ 受領証等の交付

市長は、宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓者に対し、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証するパートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領カードを交付する。

(3) 利用が可能となる呉市のサービス

区分	行政サービス名	概要・利用方法	予定担当課
暮らし	市営住宅の入居申込み	・パートナーを同居予定者として、市営住宅への入居を申し込むことができる。	住宅政策課
	り災証明書の交付	・り災証明書（火災により被害を受けた事実を証明するもの）の交付について、り災者本人の代わりにパートナーが申請できる。	消防総務課
福祉	身体障害者などに対する軽自動車税（種別割）の減免	<ul style="list-style-type: none"> ・重度の身体障害者又は精神障害者のパートナーが所有する軽自動車等で、専ら当該身体障害者又は精神障害者が運転するものは、軽自動車税の減免を受けることができる。 ・重度の身体障害者又は精神障害者が所有する軽自動車等で、専ら当該身体障害者又は精神障害者のなりわい、通学、通院等のために、その方のパートナーが運転するものは、軽自動車税の減免を受けることができる。 	市民税課

※この他にも利用可能となるサービスの追加に向け引き続き検討します。

(4) 制度導入年月日

令和8年4月1日（「呉市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」を制定します。）

(5) 制度周知・意識啓発

- ・市政だより，呉市公式SNS（Facebook・X・LINE）への掲載により制度周知を図ります。
- ・LGBTQに関する映画上映，性的マイノリティ当事者や有識者による講演会・研修会を通じ，市民意識の啓発を行います。

2 これまでの取組

(1) 市民意識調査の結果

人権・男女共同参画課の事業の映画上映，講演会及び研修会の参加者1, 165人に対してアンケートを実施

設問：呉市でもパートナーシップ制度を導入する必要があると思いますか。

回 答	人数	割合 (%)	割合計 (%)
必要	339	29.1	51.8
どちらかといえば必要	264	22.7	
必要ない	44	3.8	10.3
どちらかといえば必要ない	76	6.5	
わからない	342	29.4	38.0
無回答	100	8.6	
計	1,165	100.0	100.0

- ・回答者の約52%が，パートナーシップ制度の導入について，「必要」又は「どちらかといえば必要」と考えている。
- ・一方で「わからない」又は「無回答」とした方が約38%おり，性的マイノリティの方への理解を深めるため，継続的な啓発が必要

(2) 性的マイノリティ当事者の意見

- ・パートナーシップ制度を導入することは，自治体として性的マイノリティの存在を認め，行政施策や市民啓発に取り組んでいる証となるため，当事者にとって安心して生活できる自治体だと受け止めることができる。
- ・パートナーシップ制度は，婚姻関係がなくても行政サービスや民間のサービスが利用できることから必要な制度である。

(3) 呉市人権政策審議会での議論

呉市人権政策審議会の会議を，令和7年12月18日と令和8年1月23日の2回開催し，委員からは次の意見が出されました。

(肯定的意見)

- ・パートナーシップ制度の導入については，喜んでいる。市民が理解してカミングアウトなどを堂々とできる制度を作らないといけない。
- ・このパートナーシップ制度は，現状非常に合理的に考えられている。これで完了ではなく，あらゆる人たちの性的な指向などによる差別がなくなる社会を目指していく。そこへの一步であると位置付けておくことが今後の議論につながると思う。

(要望事項)

- ・ 目的条項を設けて呉市としてのメッセージを入れることにより、血の通った制度になるのではないか。
- ・ 当事者抜きの議論を避け、性的マイノリティの方々の声を直接聞き、その意見を反映させて本当に意味のある制度にしてほしい。
- ・ 啓発をしっかりやっていただきたい。

(4) 広島県内の「パートナーシップ制度」導入状況（県内23市町中14市町が導入済み）

導入済自治体		
広島市（令和3年1月4日）	府中町（令和4年4月1日）	北広島町（令和6年4月1日）
安芸高田市（令和3年10月1日）	三次市（令和5年1月1日）	安芸太田町（令和7年4月1日）
三原市（令和4年1月1日）	東広島市（令和5年4月1日）	世羅町（令和7年4月1日）
海田町（令和4年1月1日）	府中市（令和5年10月1日）	大竹市（令和7年10月1日）
廿日市市（令和4年4月1日）	庄原市（令和6年4月1日）	